

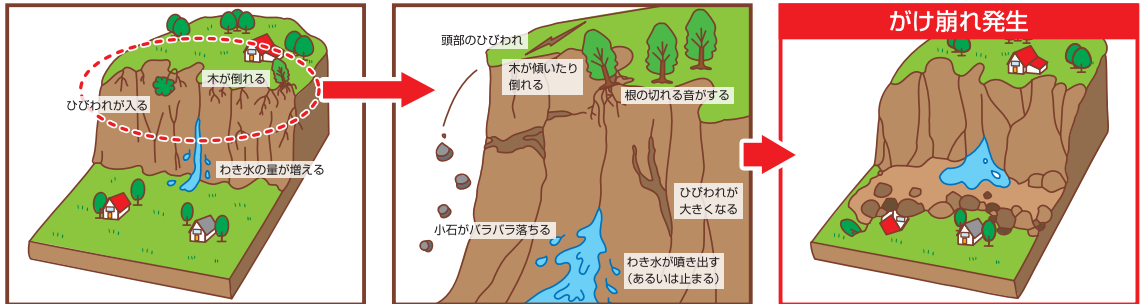
土砂ハザード情報について

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、(町総務課 電話 755-2111(代))へ連絡するとともに、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。日ごろから危険箇所・避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害の種類

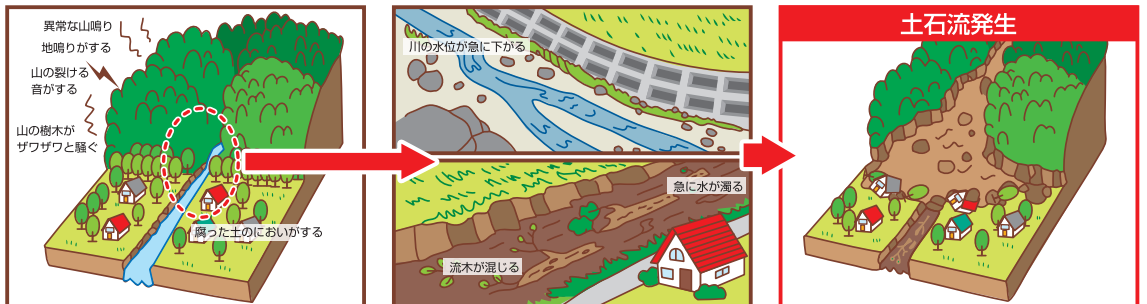
がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



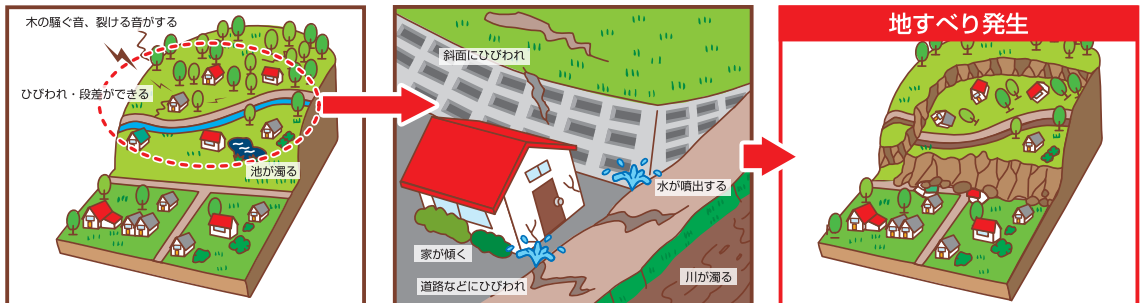
土石流

山腹・谷底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。

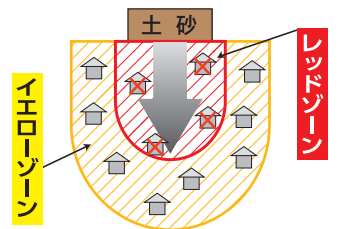


※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるといえるものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害の警戒区域

土砂災害防止法に基づき、青森県は調査を実施し、土砂災害のおそれのある区域を以下の通り指定しています。

| | |
|----------------------------|--------------------------------|
| 土砂災害 特別警戒区域(レッドゾーン) | 建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域 |
| 土砂災害 警戒区域(イエローゾーン) | 土砂災害のおそれがある区域 |



避難行動のポイント

土砂災害は突発性が高く、甚大な被害をもたらします。

上記の前兆現象は、経験則として土砂災害発生の前に感じられるものとして知られていますが、特に警戒区域内においては避難の猶予がほとんどないものと考え、「様子がおかしい」と感じたら、ただちに避難行動をとってください。

- 1 土砂災害警戒区域内、また指定が無くとも「谷の出口」や「がけの下」からは、いち早く退避する。
- 2 指定避難所までの移動が困難な際は、近隣の堅牢な建物の高層階へ避難する。



- 3 外出にも危険が伴う状況で、やむなく自宅に留まる場合は、2階以上の出来るだけ山側から離れた部屋に移動する。